

<別紙>

## 定款変更の内容

### 1. 定款変更(その1:剰余金の配当等関連)

(下線部分は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(自己の株式の取得) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第33条(略)	第7条～第32条(現行どおり)
第6章 計算	第6章 計算
第34条(略)	第33条(現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
(期末配当) 第35条 当社の <u>期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>  (第2項新設)	(剰余金の配当の基準日) 第35条 当社の <u>剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日および12月31日とする。</u> <u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当) 第36条 当社は、毎年6月30日を基準日として、 <u>取締役会の決議により、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</u>	(削除)
(除斥期間) 第37条 <u>期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u>	(除斥期間) 第36条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 <u>② 未払いの配当金には利息をつけない。</u>

(注) 上記「現行定款」および「変更案」は、定款変更(その2:指名委員会等設置会社への移行)の内容を含んでいません。当該定款変更が承認可決された場合には、上記「変更案」の章番号および条文番号については、その内容を反映するために必要な調整を行ったものに読み替えるものとします。

### 2. 定款変更(その2:指名委員会等設置会社への移行)

(下線部分は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条(略)	第1条～第3条(現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u>

現 行 定 款	変 更 案
1. 取締役会 2. <u>監査役</u>  3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> 3. <u>執行役</u> 4. 会計監査人
第5条～第6条(略)	第5条～第6条(現行どおり)
第7条～第10条(略)	第7条～第9条(定款変更(その1:剰余金の配当等関連)の内容を除き、現行どおり)
(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会 <u>または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める</u> 株式取扱規則による。
(株主名簿管理人) 第12条 (略) ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会 <u>の決議によって定める</u> 。  ③ (略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会 <u>または取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める</u> 。 ③ (現行どおり)
第13条～第14条(略)	第12条～第13条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② 前項の代表取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた <u>取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② 前項の取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、 <u>または議長</u> となる。
第16条～第21条(略)	第15条～第20条(現行どおり)
(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を <u>選定する</u> 。	(削 除)
(取締役会) 第23条 (略) ② 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	(取締役会) 第21条 (現行どおり) ② 取締役会を招集するには、各取締役に對して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の省略) 第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない</u> 。	(取締役会の決議の省略) 第22条 当会社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)  <u>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第26条(略)</p>	第23条(現行どおり)
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	(削 除)
<p>(員数)  <u>第27条 当会社の監査役は、6名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p>(選任決議)  <u>第28条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  ② <u>補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(任期)  <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)  <u>第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会)  <u>第31条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>  ② <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(報酬等)  <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)  <u>第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>  ② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<u>額とする。</u>	
(新設)	第5章 指名委員会等
(新設)	(委員の選定方法) 第24条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。
(新設)	(委員会規則) 第25条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会の規則による。
(新設)	第6章 執行役
(新設)	(執行役の選任) 第26条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。
(新設)	(任期) 第27条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会終結の時に満了する。 ② 補欠として選任された執行役の任期は、退任した執行役の任期の満了する時まで、増員により選任された執行役の任期は、他の在任執行役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(代表執行役) 第28条 取締役会は、その決議により代表執行役を選定する。
(新設)	(執行役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
第6章 計算	第7章 計算
第34条～第37条(略)	第30条～第33条(定款変更(その1:剰余金の配当等関連)の内容を除き、現行どおり)
(新設)	(附則) 第1条 2023年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更

現 行 定 款	変 更 案
	<u>前の定款第33条第1項および第2項の定めるところによる。</u>

(注) 上記「現行定款」は、定款変更(その1:剰余金の配当等関連)の内容を含んでいません。また、上記「変更案」の条文番号は、定款変更(その1:剰余金の配当等関連)が承認可決され、現行定款第7条の削除およびその後の条文番号の繰り上げが行われる前提での条文番号を記載しています。そのため、当該定款変更をご承認いただけなかった場合、上記「変更案」の条文番号については、現行定款第7条の削除は行われぬ前提で必要な調整を行ったものに読み替えるものとします。